

(仮称)佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線 進捗状況説明資料

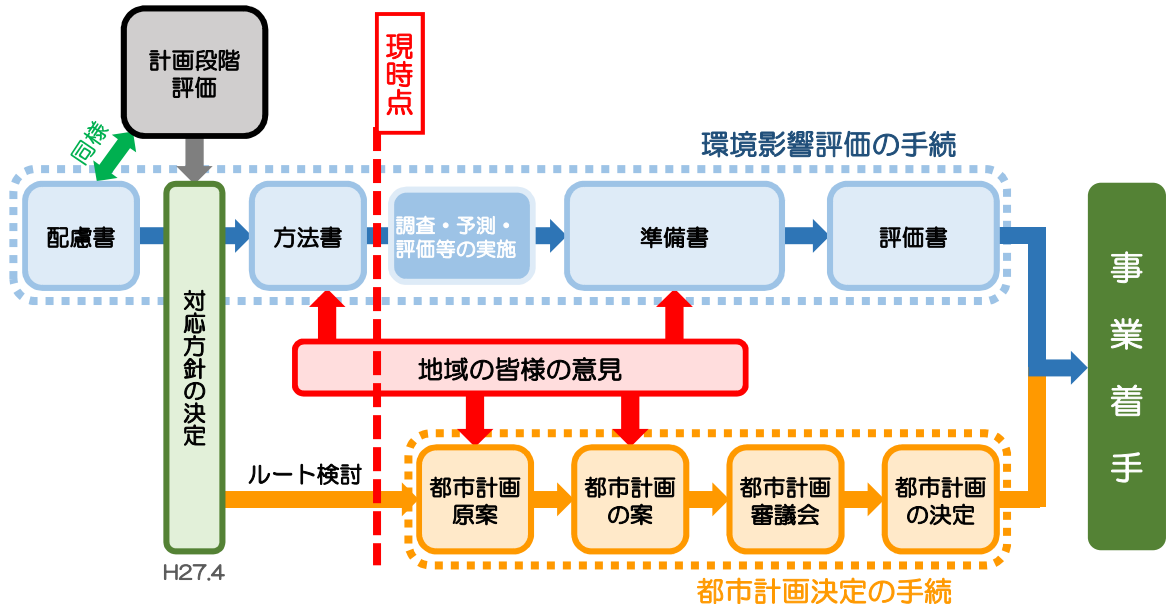
長野県
建設部都市・まちづくり課
佐久建設事務所

中部横断自動車道（長坂～八千穂）長野県区間については、令和元年8月に「(仮称)佐久都市計画道路 1・4・1号南牧佐久線」として環境影響評価方法書の手続きに着手し、方法書に関する説明会を開催するとともに住民の皆様方から意見書の提出をいただきました。その後、皆様のご意見を踏まえた長野県知事意見の形成手続きが行われ、今年1月に長野県知事意見が通知されたところです。この資料では、当該道路のこれまでの手続き進捗状況についてご説明いたします。

1 手続きの流れと経過

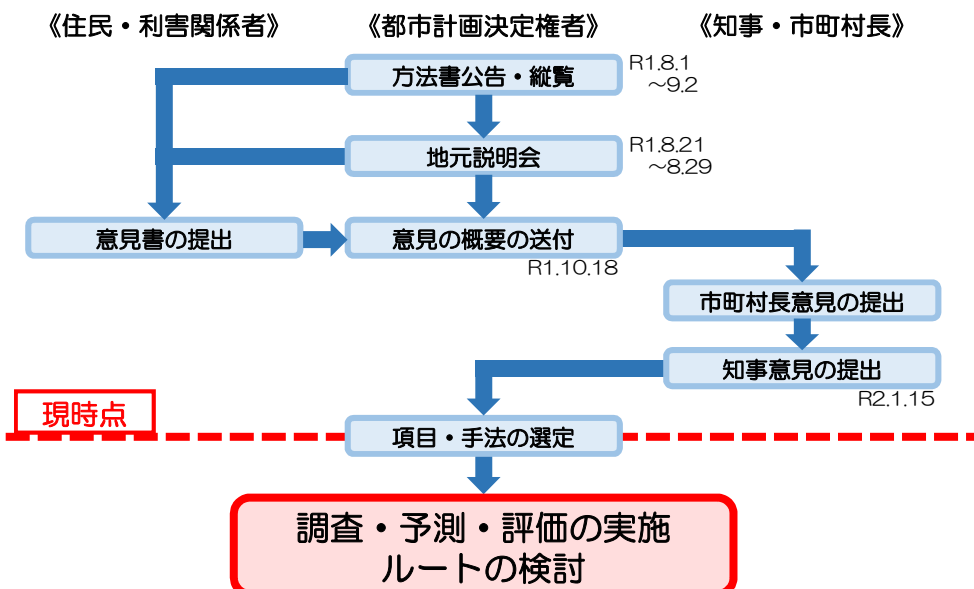
(1) 手続きの流れ

(仮称)佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線の事業の手続きにつきましては、環境影響評価法に基づく手続きと都市計画法に基づく手続きを合わせて行っております。



(2) 方法書公告以降の経過

現在は、提出された意見を基に、環境影響評価の項目や手法の選定をしている段階です。項目や手法を選定した後、環境調査を実施してまいります。



2 意見の概要

環境影響評価書に対する意見書は全部で40通受理し、意見の数は76件ありました。
 いただいた意見書につきましては、個人情報などを除き、趣旨をもれなく環境の保全の見地からの意見の概要として取りまとめました。

意見書数：40通

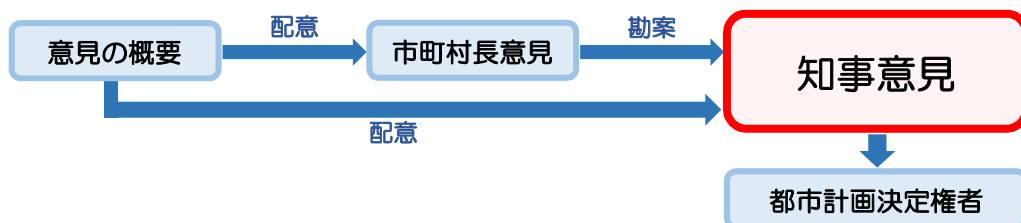
意見数：76件

【意見の内訳】

項目	件数	項目	件数
事業計画	29	地形及び地質	1
調査、予測及び評価	6	日照障害、電波障害	0
大気質	4	動物、植物、生態系	11
騒音	4	景観	4
振動	2	人と自然との触れ合いの活動の場	2
低周波音	2	文化財	1
水質	0	廃棄物等	0
水象	6	その他	4

3 方法書に対する知事の意見

方法書に対する知事意見としては、9項目について、21件の意見が述べられました。



【知事の意見】

9項目 21件の意見

項目	件数	項目	件数
全般	6	地形・地質	3
事業計画	1	植物、動物、生態系	4
騒音、振動、低周波音	1	景観、触れ合い活動の場	3
水質	1	廃棄物等	1
水象	1	—	—

3 方法書に対する知事の意見（概要）

【全般】

- ・豊かな自然資源等を出来るだけ悪化させない観点から、環境影響評価の実施・環境保全措置の検討
- ・詳細な平面縦横断線形が明らかになった段階 → 県に報告
- ・想定されるすべての項目等をもれなく選定。調査地点・時期を適切に
- ・事業特性及び農畜産業など地域特性を考慮して予測評価
- ・住民や関係市町村からの意見に十分配慮

【事業計画】

- ・貴重な自然環境、優れた農地、教育研究機関への影響を極力回避

【騒音、振動、低周波音】

- ・適切に調査、予測及び評価し、家畜等も対象に含め検討

【水質】

- ・凍結防止剤等の流出による水質への影響を適切に調査、予測及び評価
- ・凍結防止剤等の飛散による植物の生育、動物の行動への影響を検討

【水象】

- ・湧水や湿地の詳細な分布、水利用の実態を調査
- ・地下水、湿地、松原湖等の水位の早期調査開始、十分な調査期間設定

【地形、地質】

- ・項目に選定し、関連する項目と合わせて調査
- ・災害履歴、活断層の状況等の整理、準備書への記載
- ・大月川泥流堆積物について、他分野との関連性にも配慮した調査、予測及び評価が重要
- ・大月川泥流堆積物は学術的にも貴重なため、適切な保全策の検討

【動物、植物、生態系】

- ・既存資料、研究成果を反映させて手法を選定
- ・地域の有識者等からの聞き取り等による、きめ細やかな調査
- ・動物の道路上への侵入について調査し、有効な対策の実施
- ・切土、工作物の除去、水底の掘削を環境要因として選定
- ・貴重な動植物の生息・生育場所が存在するため、適切に配慮
- ・必要により専門家の助言を受けるなど、対象種に合わせて調査

【景観、触れ合い活動の場】

- ・ハヶ岳、松原湖等の景観資源が存在しており、適切な調査、予測及び評価
- ・景観と触れ合い活動の場について、関連した調査、予測及び評価の実施
- ・牧場を調査、予測及び評価の地点への追加の検討
- ・牧場への影響の回避又は低減に努める
- ・地域の光環境への影響について適切に検討し、回避又は低減に努める

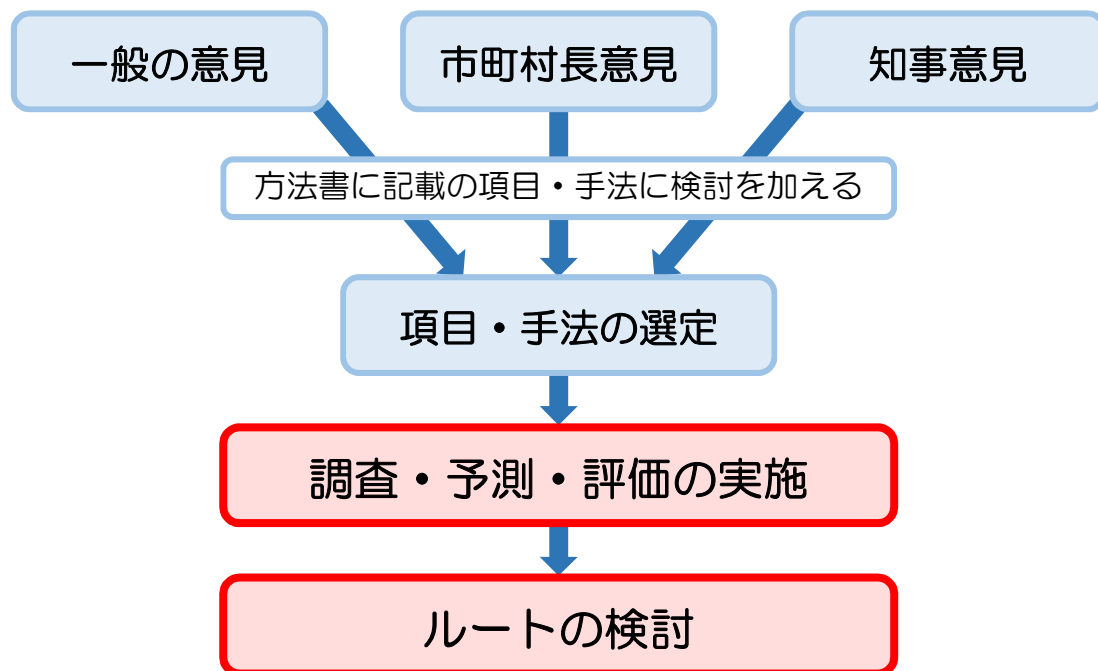
【廃棄物等】

- ・処分量を予測評価し、適切な処理または活用を図る

4 今後の手続の流れ

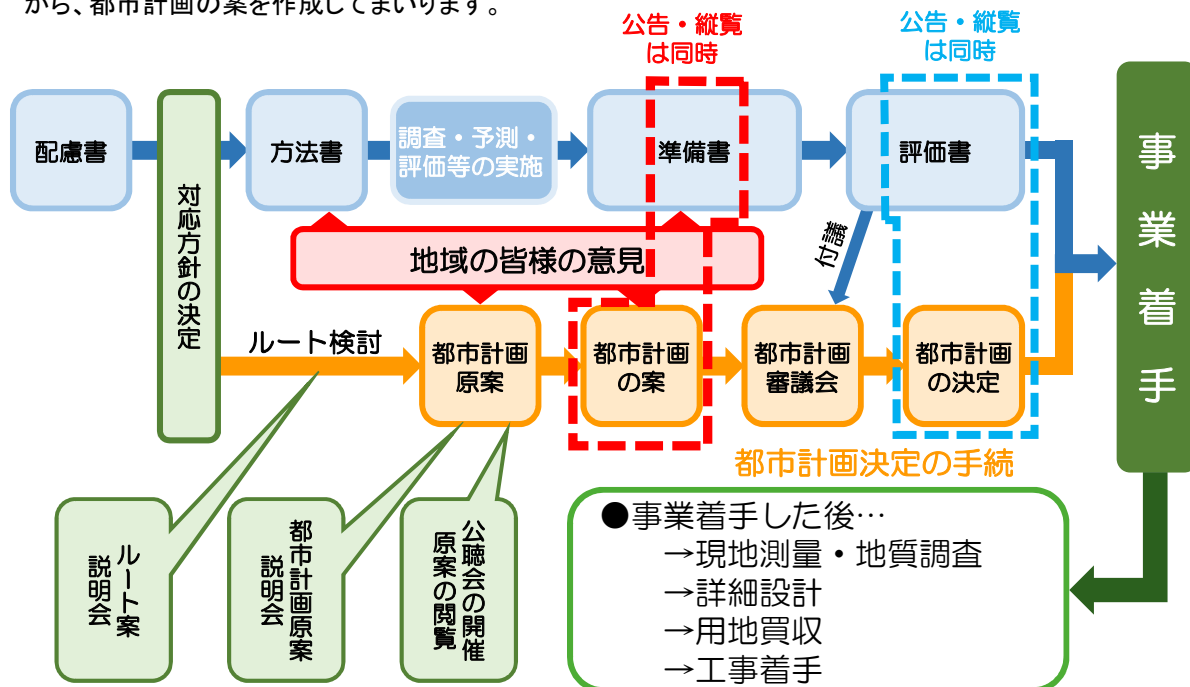
(1) 今後の流れ

提出されたそれぞれの意見を踏まえて、方法書に記載の内容に検討を加えて、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定いたします。
ルートにつきましては、環境調査を進めながら、ルート案の検討を進めてまいります。



(2) 環境影響評価の手続

今後、環境影響評価の実施と並行してルートを検討しまして、地元のみなさまにルート案をお示しします。
その後、都市計画原案を作成しましたら、説明会や公聴会を開催し、地域のみなさまの意見をお聞きしながら、都市計画の案を作成してまいります。



5 問い合わせ先

長野県 建設部 都市・まちづくり課 TEL. 026-235-7298
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県 佐久建設事務所 整備課 TEL. 0267-82-3101
〒384-0301 長野県佐久市臼田2015